

発行 内閣府
(原稿作成 国立印刷局)

目次

〔デジタル庁令・省令〕

- 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令

(デジタル庁・総務四)

〔その他告示〕

- 令和七年産あへんの納付期限を定めた件 (厚生労働一六五)
- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額等を定める件 (農林水産八〇〇)

- 農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を定める件 (同八〇一)

(国土交通三九一～三九三)

○砂防法第二条の土地を指定する件 (同三九四)

○土地取用法の規定に基づき事業の認定をした件 (同三九四)

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件 (防衛一二三～一二五)

○海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件 (同一二六、一二七)

(同一二八)

- 国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件 (財務一四五)

- 都市計画に関する件 (近畿地方整備局六九)
- 道路に関する件 (同四七、四八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣

〔皇室事項〕

裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生、所有者不明関係

会社その他

二二

〔官庁報告〕

官庁事項

指定保安検査機関の指定に関する公示 (九州産業保安監督部)

国家試験

令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験公告 (工業所有権審議会)

令和七年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等 (同)

令和七年度放射線取扱主任者試験の施行について (原子力規制委員会)

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第三十二条の五第一項の規定による適格都道府県センターの認定を受けた公益財団法人宮崎県暴力追放センターから住所等の変更の届出があつた件 (国家公安委員会告示配一)

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第九条の規定による承認をした件 (法務省告示配二六～二八)

〔公 告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、司法書士懲戒処分、司法書士法人懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、犯罪被害財産支給手続開始決定、公示送達、建設業の許可の取消处分關係

一〇

一〇

九

九

八

八

八

二二

デジタル庁令・省令

その他告示

○デジタル庁 総務省令第四号

住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第十七号）の施行に伴い、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年五月二十三日

改 正 後	(旧氏等記載者に対するこの規則の適用)
	第八十条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者に係る第二十条第二号及び第七号の規定の適用については、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第七号において同じ。）と、同条第七号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」とする。
改 正 前	(旧氏記載者に対するこの規則の適用)
	第八十条 住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏記載者に係る第二十条第二号及び第七号の規定の適用については、同条第二号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。第七号において同じ。）と、同条第七号中「氏名」とあるのは「氏名及び旧氏」とする。

（施行期日）

1 この命令は、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和七年五月二十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この命令の施行の日から起算して一年を経過するまでの間におけるこの命令による改正後の電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則第八十条の規定の適用については、同条中「住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十四第一項に規定する旧氏等記載者」とあるのは、「住民票に住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏の記載がされている者」とする。

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号。以下「施行規則」という）第十九条第一項並びに農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、令和七年度に交付する農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る施行規則第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のようく定める。

茨城県つくば市
東京都小平市
長崎県長崎市
鹿児島県熊毛郡中種子町

あへん法（昭和二十九年法律第七十一号）第三十条の規定に基づき、令和七年産あへんの納付期限を次のように定めたので、同条の規定により告示する。
令和七年五月二十三日

国 債 の 名 称	記 号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券(物価連動)・10年)	第29回	17,000,000,000円	101.75円
"	第29回	3,100,000,000円	101.79円
合 計		20,100,000,000円	

○財務省告示第百四十五号
國債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年四月十六日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。
令和七年五月二十三日

農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成十八年農林水産省令第五十九号）第十条第一項の規定に基づき、令和八年度に交付する農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第十条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額を次のように定める。

令和七年五月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

（次のように）は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局経営政策課経営安定対策室・地方農政局、北海道農政事務所及び内閣府沖縄総合事務局に備え置いて縦覧に供する。)

そのための交付金の交付に関する法律第三条第四項に規定する調整額及び同法第四条第二項の規定に基づく交付金の金額の算定に関する省令（平成十八年農林水産省令第七十二号。以下「算定省令」という。）第三条及び第四条第一号の規定に基づき、令和七年度に交付する農業の扱い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第四条第一項の交付金に係る同令第九条第一項の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの標準的な収入額及び収穫量並びに算定省令第三条の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の単位面積当たりの収穫量及び標準的な収穫量並びに算定省令第四条第一号の農林水産大臣が定める収入減少影響緩和対象農産物の数量当たりの価額を次のように定める。

令和七年五月二十三日

農林水産大臣 小泉進次郎

2 法第20条第2号の要件への適合性
起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本体事業を行うこととされており、また、関連事業の施行に際し必要な道路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道3号（以下「本路線」という。）は、福岡県北九州市を起点とし、鹿児島県鹿児島市に至る延長約515kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する佐賀県鳥栖市は、高速自動車国道九州縦貫自動車道と高速自動車国道九州横断自動車道が接続する鳥栖ジャンクションが存することから、九州の主要都市を結ぶ接点として重要な地域である。また、福岡県久留米市は福岡県で福岡市、北九州市に次いで人口が多い都市であり、高速自動車国道九州縦貫自動車道の久留米インターチェンジ、JR久留米駅、平成23年3月に全線開通した九州新幹線の久留米駅、西鉄久留米駅などの広域交通拠点を有するほか、大型商業施設を有しているため、周辺地域からの交通の流入が活発な地域である。

しかしながら、本件区間に對応する本路線（以下「現道」という。）は、物流等による通過交通に利用されるとともに、久留米市中心街方面等へ向かう通勤及び通学といった地域住民による地域内交通に利用されていることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に發揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、中原鳥栖線～一般国道3号間で24,351台／日、福岡県久留米市小森野7丁目地内で20,879台／日であり、混雑度はそれぞれ2.26、1.96となっている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成30年度、平成31年度及び令和3年12月に同法等に準じて任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については環境基準等を満足するとされているほか、自動車の走行に係る騒音については、環境基準を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設等により環境基準を満足することから、起業者は、本件事業の施行にあたり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるカササギ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧IA類として掲載されているバラタナゴ類、絶滅危惧IB類として掲載されているニホンウナギ、カゼトゲタナゴ等その他これら分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているコイヌガラシ、ミゾコウジュ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さいと予測されている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で

これらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は鳥栖市教育委員会、小郡市教育委員会及び久留米市教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第1級及び第4種第1級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は、同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成19年3月23日に都市計画決定され、平成29年1月24日に変更決定された都市計画と、のり面等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、関連事業の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、久留米市長を会長とする一般国道3号改良促進期成会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 福岡県久留米市役所

第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 福岡県久留米市東合川干出町、東合川七丁目、東合川一丁目、東合川五丁目、東合川二丁目及び東合川三丁目地内

○佐賀県告示第百四十一号

海上における水上懸的に対する射撃警訓練を次①より実施する。
令和七年五月廿一日

防衛大臣 中谷 元

期 間 令和七年六月一日から令和七年七月一日までの間、〇八〇〇から一七〇〇まで。
ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に該する法律（昭和11年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。

区 域 日向灘東方海面及び足摺沖海面の次の(ア)から(イ)までの十点を順次繋んだ線及び(ア)の点と(イ)の点を繋ぐた線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度四、五七一メートルまでの間
(ア) 北緯三十一度〇一分四二秒
(イ) 東経一百一十五度三十七分五一秒
(ア) 北緯三十一度〇九分一一秒
(イ) 東経一百一十五度五十九分五一秒

区 域	期 間	実施機 その他
(イ)	令和七年五月二十三日	航空機 一、射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
(ウ)	令和七年六月一日から令和七年七月三十日までの間、○八〇〇から一七〇〇までのとおり実施する。	二、前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
(ア)	防衛大臣 中谷 元	○防衛省告示第百二十四号
(イ)	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次
(ウ)	北緯三度四七分一二秒 東経一二九度〇九分五二秒 北緯三一度四七分一二秒 東経二二八度四五分五二秒 北緯三一度〇一分一二秒 東經二二八度四五分五二秒	北緯三一度四八分一三秒 東経一三二度五九分五一秒 北緯三一度〇一分一三秒 東経一三三度一九分五一秒 北緯三一度二五分一三秒 東経一三二度一九分五一秒 北緯三一度〇四分三秒 東経一三二度〇七分五一秒 東經一三二度〇九分一秒 北緯三一度〇〇分一三秒 東経一三二度三四分五一秒 北緯三一度〇三分一三秒 東経一三二度三七分五一秒

実施機 その他	航空機
○ 防衛省告示第二百一十五号	射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面で船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
令和七年五月二十三日	令和七年五月二十三日
期間	期間
区域	区域
防衛大臣 中谷 元	防衛大臣 中谷 元
実施機 その他	実施機 その他
○ 防衛省告示第二百一十六号	射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面で船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
令和七年五月二十三日	令和七年五月二十三日
期間	期間
区域	区域
防衛大臣 中谷 元	防衛大臣 中谷 元
実施機 その他	実施機 その他
○ 防衛省告示第二百一十六号	射爆撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射爆撃海面で船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
海上における水上標的に対する射爆撃訓練を次のとおり実施する。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。
令和七年五月二十三日	令和七年五月二十三日
期間	期間
区域	区域
防衛大臣 中谷 元	防衛大臣 中谷 元

区域	実施機	その他	期間	区域
(ア) 北緯二五度一四分一秒 東經一二七度三四分五秒 北緯二四度一六分四五秒 東經一二七度三四分五秒	航空機 実験機	計回りの弧で結んだ線、(工)と(オ)を北緯二六度 線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径一二〇海里の時 半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で 海面から高度三〇四メートルまでの間	北緯一七度〇四分四五秒 東經一二六度三九分〇五秒 北緯二七度三〇一分一四秒 東經一二五度五六分五三秒 北緯二八度一七分一四秒 東經一二七度〇七分五三秒 北緯二七度三二分〇二秒 東經一二七度二五分三五秒	(イ) 北緯二七度〇五分二六秒 (ウ) 北緯二七度〇五六秒 (エ) 北緯二七度〇四分一秒 (オ) 北緯二七度〇三九分〇五秒 (カ) 北緯二七度〇三八分〇五秒 (キ) 北緯二七度〇三七分〇五秒 (ク) 北緯二七度〇三六分〇五秒 (ク) 北緯二七度〇三五分〇五秒
の間	航空機	計回りの弧で結んだ線、(工)と(オ)を北緯二六度 線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径一二〇海里の時 半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で 海面から高度三〇四メートルまでの間	北緯一七度〇四分四五秒 東經一二六度三九分〇五秒 北緯二七度三〇一分一四秒 東經一二五度五六分五三秒 北緯二八度一七分一四秒 東經一二七度〇七分五三秒 北緯二七度三二分〇二秒 東經一二七度二五分三五秒	(イ) 北緯二七度〇五分二六秒 (ウ) 北緯二七度〇五六秒 (エ) 北緯二七度〇四分一秒 (オ) 北緯二七度〇三九分〇五秒 (カ) 北緯二七度〇三八分〇五秒 (キ) 北緯二七度〇三七分〇五秒 (ク) 北緯二七度〇三六分〇五秒 (ク) 北緯二七度〇三五分〇五秒
○防衛省告示百百一十七号	その他	計回りの弧で結んだ線、(工)と(オ)を北緯二六度 線及び(オ)と(ア)を前記中心点を中心とする半径一二〇海里の時 半径七二海里の反時計回りの弧で結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で 海面から高度三〇四メートルまでの間	北緯一七度〇四分四五秒 東經一二六度三九分〇五秒 北緯二七度三〇一分一四秒 東經一二五度五六分五三秒 北緯二八度一七分一四秒 東經一二七度〇七分五三秒 北緯二七度三二分〇二秒 東經一二七度二五分三五秒	(イ) 北緯二七度〇五分二六秒 (ウ) 北緯二七度〇五六秒 (エ) 北緯二七度〇四分一秒 (オ) 北緯二七度〇三九分〇五秒 (カ) 北緯二七度〇三八分〇五秒 (キ) 北緯二七度〇三七分〇五秒 (ク) 北緯二七度〇三六分〇五秒 (ク) 北緯二七度〇三五分〇五秒
海上における水上標的に対する射撃訓練を次の とおり実施する。	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存 在しないこと、また、射撃海面に船舶 等が存在しないことを確認しながら実 施する。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測 地系の数値である。	令和七年五月二十三日	防衛大臣 中谷 元 祝日にに関する法律（昭和二十三年法律第 百七十八号）に規定する休日を除く。 沖縄島南方海面の次の(ア)から(オ)までの五 点を順次結んだ線及び(ア)の点と(オ)の点を 結んだ線により囲まれる海面並びにその 上空で海面から高度三〇四メートルまで

実施機 その他	実施艦等	その他	区域		日 時	防衛大臣 中谷 元	地系の數値である。	二 前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の數値である。
			北緯二四度一六分四五秒 東經一二八度三九分五三秒 北緯二五度〇四分四五秒 東經一二八度三九分五三秒 北緯二五度一四分一五秒 東經一二八度二九分五三秒	(イ) (ウ)				
一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	自衛艦九隻、航空機五機	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。	北緯二八度三七分四七秒 東經一四六度二九分四七秒 北緯二五度三五分一六秒 東經一四五度三五分四八秒 北緯二七度五五分一五秒 東經一四四度五七分四八秒	(イ) (ウ)	令和七年六月一日から令和七年七月三十日までの間、〇八〇〇から一八〇〇まで	○まで	硫黄島東方の次の(ア)から(ウ)までの四地点を順次結んだ線並びに(ア)及び(ウ)の二地点を結んだ線により囲まれる海面並びにその上空で海面から高度三〇、四八〇メートル以下までの間	一 射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。	実施艦等	二 実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。	北緯二四度一六分四五秒 東經一二八度三九分五三秒 北緯二五度〇四分四五秒 東經一二八度三九分五三秒 北緯二五度一四分一五秒 東經一二八度二九分五三秒	(イ) (ウ)	令和七年五月二十三日	○防衛省告示第一百二十八号	海上における射撃訓練を次のとおり実施する。	○防衛省告示第一百二十八号

○関東地方整備局長権田五十九号

土地収用法(昭和11年法律第111号)以下「法」(ひづの)第111条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第111条第1項の規定に基づき次の件を知らす。

令和7年5月11日

関東地方整備局長 岩崎 福久

- 第1 起業者の名称 埼玉県
 第2 事業の種類 主要地方道花園本庄線改築工事(埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事
 第3 起業地
 1 収用の部分 埼玉県深谷市後榛沢字北西並びに榛沢字児玉地内
 2 使用の部分 なし
 第4 事業の認定をした理由
 申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「主要地方道花園本庄線改築工事(埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで)及びこれに伴う農業用水路付替工事」(以下「本件事業」という。)は、埼玉県深谷市榛沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの延長約3.8kmの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする主要地方道改築工事及びこれに伴う農業用水路付替工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「主要地方道花園本庄線改築工事(埼玉県深谷市後榛沢字北西地内から同市榛沢字児玉地内まで)」(以下「本件事業」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本件事業の施行により遮断される農業用水路の従来の機能を維持するための付替工事(以下「関連事業」という。)は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である埼玉県は、主要地方道花園本庄線(以下「本路線」という。)を道路法第7条の規定による都道府県道に認定し、同法第15条の規定により管理をしている。
 また、関連事業の施行に際し必要な水路管理者の同意を得ているほか、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

本路線は、埼玉県深谷市荒川地内的一般国道140号との接続部を起点とし、同県本庄市西富田地内的一般国道462号との接続部を終点とする延長約14.8kmの主要地方道であり、上越新幹線の停車駅である本庄早稲田駅や関越自動車道本庄児玉インターチェンジや花園インターチェンジといった交通の要衝へアクセスするための主要な幹線道路である。

本路線が通過する埼玉県深谷市及び同県本庄市は、農業が盛んな地域であり、収穫量が全国順位及び埼玉県内順位上位の農産物が多く生産され、埼玉県深谷市棒沢新田地内から同県本庄市北堀地内までの区間(以下「現道区間」という。)の沿道に存する榛沢野菜集出荷所などから関越自動車道本庄児玉インターチェンジなどをを利用して県内外へ出荷されている。

また、現道区間の一部が沿道に存する深谷市立榛沢小学校の通学路にもなっていることなどから、現道区間の地域住民にとって生活上欠かせない道路である。

しかしながら、現道区間において、埼玉県が管理する県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年埼玉県条例第70号、以下「埼玉県条例」という。)に定める第3種第3級の車線の幅員を満たさない区間及び自転車歩行者道の未整備区間があり、児童・生徒を含む歩行者は路肩の通行を余儀なくされており、車道の幅員が不足している箇所では車両のすれ違い時に、車両が路肩を走行するなど、歩行者の安全な通行が確保されていないほか、現道区間の一部において大型貨物自動車等の車両の通行が規

制されていることから、当該区間を通過できない大型貨物自動車等の車両が周辺の生活道路への迂回を余儀なくされている。

さらに、現道区間において冠水による通行止めが発生しており、主要幹線道路としての機能を十分に發揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、本件区間ににおいて線形等の良好な道路が整備され、冠水などの発生時における現道区間の機能を補完及び代替することができるとともに、現道区間などの通過交通を分担することにより、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与するほか、物流の効率化や広域的な利便性の向上などにも寄与すると認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和6年1月に任意で道路の供用による大気質、騒音及び振動等について環境影響調査を実施したところ、大気質、騒音及び振動については環境基準等を満足する予測結果となっている。

このほか、起業者は、本件事業の施工にあたり、大気質、騒音及び振動の保全対策を講じることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠB類であるムサシノジュズカケハゼ、絶滅危惧Ⅱ類であるミナミメダカ、準絶滅危惧であるチュウサギ、ハイタカ、ギンイチモンジセセリ、ドジョウ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストの絶滅危惧Ⅱ類であるミルラスコモ、シャジクモ、準絶滅危惧であるコイヌガラシ、ミゾコウジュ、カワヂシャ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。

本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響は極めて小さいなどと予測されている。

なお、起業者は、今後工事による改築箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件事業において工事ヤードを設置しないことなどから地形及び地質や廃棄物等への影響もなく、本件区間の道路構造から主要な眺望点、景観資源及び主要な人と自然との触れ合いの場等への視認性が損なわれないことなどから、景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響も生じないとされている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法(昭和25年法律第214号)による周知の埋蔵文化財包蔵地が4箇所存在するが、そのうち、3箇所については既に発掘調査の上で記録保存を含む適切な措置を講じ、残る1箇所については埼玉県教育局から工事に着手して差し支えない旨の回答を受けており、今後、工事施工中に遺構等が確認された場合は、現状を変更することなく、直ちに埼玉県教育局と協議の上、発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、埼玉県条例による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして整備する事業であり、その事業計画は同条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、埼玉県深谷市内については平成21年12月18日に都市計画決定され、令和4年2月25日に変更決定された都市計画と、埼玉県本庄市内については平成21年12月18日に都市計画決定され、平成27年12月18日に変更決定された都市計画と基本的内容について整合しているほか、本件事業の施工方法について、申請案である橋梁の延長が最も短い案、住家が

7 受験願書の受付

一 受付期間

令和7年8月25日（月曜日）から令和7年9月5日（金曜日）まで（消印有効）

二 受付方法

封筒の表面に、必ず「特定侵害訴訟代理業務試験受験願書在中」と朱書きし、書留又は簡易書留にて次の宛先へ郵送すること。直接持参されたものは受付しない。

〒100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

特許庁内 工業所有権審議会会長宛て

8 その他

試験の詳細については、受験願書と同時に交付する受験案内に記載する。

令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等

令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験に係る委員等について、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

工業所有権審議会会長 時田 隆仁

氏名	担当科目
井上 周一	事例問題1
川岸 弘樹	事例問題1
小林 英了	事例問題1
速見 穎祥	事例問題1
本多 広和	事例問題1
松山 智恵	事例問題1
井崎 康孝	事例問題2
乾 裕介	事例問題2
井上 裕史	事例問題2
奥村 直樹	事例問題2
上村 哲史	事例問題2
塩田 千恵子	事例問題2
太田 昌孝	事例問題2
杉浦 正樹	

令和7年度放射線取扱主任者試験の施行について
放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則（昭和35年総理府令第56号。以下「施行規則」という。）第34条の規定に基づき、第1種放射線取扱主任者試験（以下「第1種試験」という。）及び第2種放射線取扱主任者試験（以下「第2種試験」という。）の施行に関し、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

原子力規制委員会委員長 山中 伸介

1 試験の日時及び試験課目

(1) 第1種放射線取扱主任者試験

年月日	時間	試験課目
令和7年8月27日（水曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時40分まで	第一種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第二に掲げる第一種放射線取扱主任者試験の課目第二号）
	15時30分から17時20分まで	物理学のうち放射線に関する課目
令和7年8月28日（木曜日）	10時00分から11時50分まで	化学のうち放射線に関する課目
	13時30分から15時20分まで	生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和7年4月1日現在施行されているものについて出題する。

(2) 第2種放射線取扱主任者試験

年月日	時間	試験課目
令和7年8月29日（金曜日）	10時00分から11時15分まで	放射性同位元素等の規制に関する法律に関する課目（※）
	13時00分から14時15分まで	第二種放射線取扱主任者としての実務に関する課目（施行規則別表第二に掲げる第二種放射線取扱主任者試験の課目第二号）
	15時00分から17時00分まで	物理学のうち放射線に関する課目 化学のうち放射線に関する課目 生物学のうち放射線に関する課目

（※）令和7年4月1日現在施行されているものについて出題する。

2 試験地及び試験場所

試験地	試験場所
札幌会場	北海学園大学 北海道札幌市豊平区旭町4丁目1番40号
東京会場	大正大学 東京都豊島区西巣鴨3丁目20番1号
名古屋会場	星城大学 愛知県東海市富貴ノ台2丁目172番地
大阪会場	大阪大学 大阪府豊中市待兼山町1-16
福岡会場	九州大学 福岡県福岡市西区元岡744番地

（注）試験場所は、施設の都合等により変更となる場合がある。

3 受験の申込期間 令和7年5月26日（月曜日）から令和7年6月25日（水曜日）まで。

4 試験の実施に関する業務を行う者 この試験は、放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）第35条第2項及び第3項の規定に基づき登録試験機関として登録した下記の者が行うものとする。

公益財団法人原子力安全技術センター
東京都文京区白山5丁目1番3-101号

5 受験手続 受験の手続は、次のとおりとする。

（1）試験を受けようとする者は、申込期間中に公益財団法人原子力安全技術センターのホームページから申込むこと。

申込みにあたっては、写真（受験申込前1年以内に脱帽、無背景、正面向、上半身を撮影したもので受験者本人であることが明瞭にわかるもの。）のデータを添付する。

（2）所定の受験料（第1種試験19,800円、第2種試験14,124円）を、次のいずれかの方法で納付すること。

- イ クレジットカード支払い
- ロ コンビニエンスストア支払い
- ハ ペイジー支払い

（3）受験申込みをした現住所等に変更が生じたときは、公益財団法人原子力安全技術センターのホームページから変更すること。

6 問合せ先

登録試験機関

公益財団法人原子力安全技術センター
放射線安全センター 主任者試験グループ
電話番号 03-3814-7480

7 合格者の発表 公益財団法人原子力安全技術センターのホームページにて合格者の受験番号を発表する。また、試験に合格した者に対し、放射線取扱主任者試験合格証を交付するとともに、その氏名を官報で公告する。

8 その他 試験の日時、試験地、試験場所、申込期間等は天災地変などの都合により変更となる場合があり、また、試験を中止する場合もある。

一部の地域において、天災地変又は公共交通機関の運転停止等により受験できない者が発生した場合でも、当該者に対する再試験は原則として実施しない。

○国家公安委員会告示配第一号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第七十七号）第三十一条の五第五項の規定により適格都道府県セッハターの認定を受けた公益財団法人宮崎県暴力追放セッハターから住所等の変更の届出があつたので、暴力追放運動推進セッハターに課する規則（平成11年国家公安委員会規則第七号）第十五条の大第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年5月11日
国家公安委員会委員長 坂井 学

- 1 公益財団法人宮崎県暴力追放セッハターの住所
 - (一) 変更前の住所 宮崎県宮崎市宮田町11番16号宮田町11番16号
 - (二) 変更後の住所 宮崎県宮崎市旭1丁目1番11号宮崎県企業局庁舎
- 2 公益財団法人宮崎県暴力追放セッハターの代表者の氏名
 - (一) 変更前の代表者の氏名 宮崎 俊昭
 - (二) 変更後の代表者の氏名 橋元 裕明
- 3 差止請求関係業務を行う事務所の所在地
 - (一) 変更前の所在地 宮崎県宮崎市宮田町11番16号宮田町11番16号
 - (二) 変更後の所在地 宮崎県宮崎市旭1丁目1番11号宮崎県企業局庁舎
- 4 変更を行つた年月日 令和7年4月1日

法務省告示配第116号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、台湾において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年五月二十二日

法務大臣 鈴木 靖祐

氏名 陳 勲
生年月日 千九百七十三年十一月二十五日

法務省告示配第117号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年五月二十二日

法務大臣 鈴木 靖祐

氏名 アンドリュー・リチャード・ハリ
ウェル
生年月日 千九百九十年一月一日

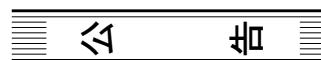
法務省告示配第118号

外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次の者に対し、オーストラリアンゴーラウスウェールズ州において弁護士に相当する資格を取得している者として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

令和七年五月二十二日

法務大臣 鈴木 靖祐

氏名 エリック・リー
生年月日 千九百九十年四月一日



諸事項

有権者申出方

元当局所属公証人山本昇の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載日の翌日から6か月以内に当局に申し出て下さい。

令和7年5月23日

京都地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年5月23日 法務大臣 鈴木 靖祐
記

氏名 鈴木 法克
所属する司法書士会 東京司法書士会
登録番号 東京第7018号
事務所の所在地 東京都杉並区荻窪五丁目16番12号荻窪NKビル5階

司法書士法人懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第48条第1号の規定に基づき、戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

令和7年5月23日 法務大臣 鈴木 靖祐
記

名称 司法書士法人はたの法務事務所
所属する司法書士会 東京司法書士会
法人番号 11-00134
主たる事務所の所在地 東京都杉並区荻窪五丁目16番12号荻窪NKビル5階

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第2号の規定に基づき、令和7年3月18日から1年の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

令和7年5月23日 法務大臣 鈴木 靖祐
記

氏名 小林 安孝
所属する土地家屋調査士会 京都土地家屋調査士会
登録番号 京都第483号
事務所の所在地 京都市右京区西院太田町66番地

犯罪被害財産支給手続開始決定公告

東京地方検察庁立川支部検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

記

- 1 犯罪被害財産支給手続番号 東京地方検察庁立川支部 令和7年第1号
- 2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日 令和7年5月23日
- 3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

令和5年4月6日

(2) 支給対象犯罪行為の内容

被告人が、宝飾品店等において、宝飾品を窃取した行為。

- 4 対象犯罪行為（本件では指輪の窃取行為）が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

・犯行の手口

宝飾品店等において、品定めをする客を装って店員に複数の商品をショーケースから取り出させるなどした上、店員の目を盗んでこれらの商品のうち一部を窃取するという手口。

- 5 開始決定の時における給付資金の額 金50万9,802円（令和7年4月18日現在）

- 6 支給申請期間 令和7年5月23日から令和7年7月22日までの間

- 7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

(1) 裁判所名 東京地方裁判所立川支部

(2) 裁判年月日 令和6年1月31日

(3) 確定期年月日 令和6年2月15日

(4) 被告人の氏名 水上 陸

(5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人は、令和5年4月7日に、川崎市所在の貴金属類等の買取販売店において、事情を知らない当時の交際相手に、同人の名義で、被告人が前日に窃取した指輪1個を80万円で売却させ、犯罪収益等の処分につき事実を仮装した。

（罪名）組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律違反

- 8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出先）

〒190-8544 東京都立川市緑町6番地の3 東京地方検察庁立川支部

犯罪被害財産支給手続担当 電話番号 042-548-5055（代表）内線487

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（東京地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記8のとおり）。

- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができますが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。

(2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（東京地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

公示送達

再審査申立人 住所 東京都新宿区西新宿一丁目
13番12号

氏名 日本橋LC教員組合 代表
者 委員長 浮谷 孝行

上記の者に送達すべき中労委令和6年(不再)
第44号事件に関する決定書の写しは、通知又は交付することができないので、労働委員会規則第49条第1項及び第2項の規定に基づき、公示する。

上記決定書の写しは、東京都港区芝公園1丁目5番32号、中央労働委員会内同委員会第二部会長荒木尚志が保管し、いつでも再審査申立人に交付するから、その受領方を申し出られたい。

令和7年5月23日

中央労働委員会第二部会長 荒木 尚志
(備考)

決定の主文及び年月日

1 決定の主文

本件再審査申立てを却下する。

2 決定年月日

令和7年5月7日

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和7年5月23日

東北地方整備局長 西村 拓

1 処分をした年月日 令和7年4月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号 東北ヒノデサービス販売株式会社 黒髪 俊広 福島県郡山市並木5-15-9 國土交通大臣許可(般-03) 第28453号

3 処分の内容 建設業法第29条第1項に基づく許可の取消し(とび・土工工事業に関する一般建設業の許可)

4 処分の原因となった事実 令和7年4月25日付で建設業法第12条(第17条において準用する場合を含む。)の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第5号に該当する。

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の清算人を次のとおり選任した。被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出ください。

令和7年(家)第80025号

佐賀市水ヶ江3丁目9番17号

申立人 力武聰一郎

本籍佐賀県佐賀市大和町大字池上1719番地、最後の住所佐賀市大和町大字池上1719番地、死亡の場所佐賀県佐賀市、死亡年月日令和5年2月7日、出生の場所佐賀県佐賀市、出生年月日昭和37年1月1日、職業不明

被相続人 亡 西川 博幸

佐賀市成章町2番16号 佐賀県婦人会館3階
相続財産清算人 弁護士法人朋楠・わかくす法律事務所

催告期間満了日 令和7年11月30日

佐賀家庭裁判所

令和7年(家)第40037号

盛岡市加賀野4丁目8番30号

申立人 田子 昭子

本籍岩手県滝沢市穴口446番地7、最後の住所岩手県滝沢市穴口446番地7、死亡の場所岩手県滝沢市、死亡年月日推定平成31年1月10日、出生の場所秋田県鹿角郡小坂町、出生年月日昭和15年7月28日、職業無職

被相続人 亡 小林 敏雄

事務所盛岡市菜園1丁目11-3 カガヤ菜園ビル2階 長谷川菜園法律事務所

相続財産清算人 弁護士 長谷川 頌

催告期間満了日 令和7年12月15日

盛岡家庭裁判所

令和7年(家)第4007号

岩手県遠野市松崎町光興寺8地割2番地6

申立人 高橋 洋子

本籍宮城県栗原市花山字草木沢大笠20番地、最後の住所岩手県遠野市松崎町白岩十八地割7番地 特別養護老人ホーム遠野長寿の郷、死亡の場所岩手県遠野市、死亡年月日令和6年12月23日、出生の場所岩手県上閉伊郡綾織村、出生年月日昭和23年2月19日、職業無職

被相続人 亡 中鉢 竹男

岩手県北上市九年橋3丁目18番5号 グランドハイツ齊藤107

相続財産清算人 千田 悠人

催告期間満了日 令和7年12月5日

盛岡家庭裁判所遠野支部

令和7年(家)第123号

三重県いなべ市員弁町岡田2001番地3

申立人 服部 慎代

本籍東京都国立市中1丁目11番地の11、最後の住所東京都町田市旭町3丁目19番19号グリーンヒルズ大澤204、死亡の場所東京都町田市、死亡年月日令和5年2月6日、出生の場所三重県鈴鹿市、出生年月日昭和41年5月29日、職業不詳

被相続人 亡 古川 智一

事務所三重県津市羽所町345番地津駅前第一ビル6階 北蘭法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北蘭 太

催告期間満了日 令和7年12月14日

津家庭裁判所四日市支部

令和7年(家)第1054号

横浜市青葉区美しが丘3丁目21番地7

申立人 西海 一躬

本籍和歌山県和歌山市加太1495番地、最後の住所和歌山市加太1575番地、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日令和3年6月3日、出生の場所大阪府貝塚市、出生年月日昭和37年9月16日、職業不明

被相続人 亡 角幸 一郎

事務所和歌山市杉ノ馬場1丁目11番地 北野司法書士事務所

相続財産清算人 司法書士 北野 倫男

催告期間満了日 令和8年1月5日

和歌山家庭裁判所

令和7年(家)第282号

島根県江津市江津町1016番地4

申立人 江津市長 中村 中

本籍島根県江津市松川町八神505番地、最後の住所島根県江津市二宮町神主1964番地31ミレ青山、死亡の場所島根県江津市、死亡年月日令和6年5月9日、出生の場所島根県那賀郡松川村、出生年月日昭和13年6月27日、職業無職

被相続人 亡 波田 緑

東京都港区虎ノ門1丁目11番9号コンシェリア虎ノ門704

相続財産清算人 弁護士法人佐和法律事務所

催告期間満了日 令和7年12月8日

松江家庭裁判所浜田支部

令和7年(家)第30038号

広島県三原市本郷町船木444

申立人 藤川 薫

本籍広島県三原市本郷町船木444番地、最後の住所広島県三原市本郷南5丁目4番16号クラール・バッハC102号室、死亡の場所広島県三原市、死亡年月日令和5年12月12日、出生の場所広島県東広島市、出生年月日昭和61年11月13日、職業塗装業

被相続人 亡 藤川 真也

事務所岡山市北区富田町2-12-13片山ビル2階すずかけ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 山口 秀哉

催告期間満了日 令和7年12月12日

広島家庭裁判所尾道支部

令和7年(家)第4011号

茨城県牛久市ひたち野西3丁目31番地10ワイズコート3階

申立人 秋山 環

本籍茨城県つくばみらい市山王新田137番地51、最後の住所茨城県つくばみらい市山王新田137番地51、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日令和6年12月22日、出生の場所茨城県土浦市、出生年月日昭和40年6月25日、職業無職

被相続人 亡 大木 雅則

茨城県牛久市ひたち野西3丁目31番地10ワイズコート3階

相続財産清算人 弁護士 秋山 環

催告期間満了日 令和7年11月28日

水戸家庭裁判所土浦支部

令和7年(家)第30065号

千葉県松戸市根本387-5

申立人 松戸市

本籍東京都北区堀船3丁目24番地6、最後の住所千葉県柏市十余二175番地の42ひかり隣保館、死亡の場所茨城県常陸太田市、死亡年月日平成26年9月19日、出生の場所千葉県東葛飾郡梅郷村、出生年月日大正5年7月1日、職業無職

被相続人 亡 倉持 きぬ

事務所千葉県松戸市本町25-4 第二石井ビル302 みぎわ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 多賀野 司

催告期間満了日 令和7年12月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第70050号
神奈川県横浜市栄区笠間3丁目45番G-813号
申立人 今野 信義
本籍東京都品川区旗の台1丁目2番、最後の住所東京都品川区旗の台1丁目2番11-203号、死亡の場所東京都渋谷区、死亡年月日令和4年12月11日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和16年3月15日、職業会社経営者
被相続人 亡 今野 榮一
事務所東京都渋谷区西原3-38-12ボカージュ代々木上原305号 代々木上原とちのき法律事務所
相続財産清算人 弁護士 井村 華子
催告期間満了日 令和7年12月1日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第90248号
埼玉県狭山市中央4丁目17番14号
申立人 本田 裕司
本籍東京都東久留米市前沢5丁目16番、最後の住所東京都東久留米市下里4丁目2番50号けんちの里、死亡の場所東京都東久留米市、死亡年月日令和5年10月10日、出生の場所東京都北豊島郡滝野川町、出生年月日昭和5年1月21日、職業無職
被相続人 亡 野口八重子
事務所東京都港区南青山5-11-14H&M南青山E206号室 古屋総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古屋有実子
催告期間満了日 令和7年12月10日
東京家庭裁判所立川支部

令和7年(家)第771号
富山市総曲輪2丁目1番3号
申立人 富山県信用保証協会
本籍富山県氷見市阿尾3380番地、最後の住所富山県氷見市阿尾3380番地、死亡の場所富山県氷見市、死亡年月日令和5年6月13日、出生の場所石川県金沢市、出生年月日昭和10年8月2日、職業無職
被相続人 亡 田畠 俊昭
事務所富山県高岡市中川上町10-14ソーラービル4階 川原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川原 拓也
催告期間満了日 令和7年12月8日
富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第44号
鳥取県鳥取市湖山町南1丁目279番地
申立人 森下 豊
本籍鳥取県鳥取市湖山町南1丁目402番地、最後の住所鳥取県鳥取市徳尾85番地8ハイツリップ202号、死亡の場所大阪府堺市堺区、死亡年月日令和5年11月6日、出生の場所鳥取県気高郡湖山村、出生年月日昭和23年2月10日、職業不明
被相続人 亡 森下 政義
事務所鳥取県鳥取市栄町205番地
相続財産清算人 加藤由利子
催告期間満了日 令和7年12月12日
鳥取家庭裁判所

令和7年(家)第6011号
茨城県取手市稻1200
申立人 海老原 透
本籍茨城県取手市寺田3937番地、最後の住所茨城県取手市寺田3937番地、死亡の場所茨城県取手市、死亡年月日令和7年1月5日、出生の場所茨城県北相馬郡取手町、出生年月日昭和10年2月13日、職業無職
被相続人 亡 野田 純子
茨城県取手市白山1丁目4番22号サンライフさつき202号室
相続財産清算人 弁護士 有川 保
催告期間満了日 令和7年11月28日
水戸家庭裁判所龍ヶ崎支部

令和7年(家)第30193号
札幌市西区山の手3条12丁目3番12号
申立人 社会福祉法人札幌緑花会
本籍札幌市中央区南5条東2丁目14番地、最後の住所北海道小樽市見晴町20番2号札幌緑花会、死亡の場所札幌市東区、死亡年月日令和7年1月7日、出生の場所札幌市、出生年月日昭和27年5月4日、職業無職
被相続人 亡 道辰 道朗
北海道小樽市稻穂2丁目11番13号協和稲穂ビル4階閑口・鶯見法律事務所
相続財産清算人 鶯見 悠
催告期間満了日 令和7年12月10日
札幌家庭裁判所小樽支部

令和7年(家)第398号
北海道函館市古川町441番地3
申立人 社会福祉法人函館緑風会

本籍北海道函館市大森町23番、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所北海道函館市、死亡年月日令和9年9月21日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和29年6月12日、職業無職
被相続人 亡 三里喜代子
北海道函館市本通2丁目31番6号 カネショウマンション2階
相続財産清算人 弁護士 荒木 知恵
催告期間満了日 令和7年12月1日
函館家庭裁判所

令和7年(家)第37号
北海道空知郡上富良野町宮町3丁目3番25号
申立人 岡崎 志朗
本籍北海道空知郡上富良野町宮町3丁目3番、最後の住所北海道空知郡上富良野町宮町3丁目3番3号、死亡の場所北海道空知郡上富良野町、死亡年月日令和6年2月10日、出生の場所北海道空知郡上富良野町、出生年月日昭和32年8月20日、職業介護職員
被相続人 亡 岡崎 君江
北海道上川郡美瑛町丸山1丁目4番26号美瑛総合法律事務所
相続財産清算人 弁護士 伊藤 淳
催告期間満了日 令和7年12月1日
旭川家庭裁判所富良野出張所

令和7年(家)第24号
東京都中野区本町2丁目46番1号
申立人 エム・ユー・フロンティア債権回収株式会社
本籍北海道足寄郡足寄町白糸95番地、最後の住所北海道足寄郡足寄町白糸95番地3、死亡の場所北海道足寄郡足寄町、死亡年月日令和6年1月8日、出生の場所北海道足寄郡足寄町、出生年月日昭和34年9月24日、職業不明
被相続人 亡 佐藤 與吉
北海道中川郡本別町南3丁目1番地1
相続財産清算人 平田 峻太
催告期間満了日 令和7年12月31日
釧路家庭裁判所本別出張所

令和7年(家)第30016号
仙台市青葉区国分町3丁目7番1号
申立人 仙台市長 郡 和子

本籍仙台市青葉区堤町1丁目201番地、最後の住所仙台市青葉区落合3丁目10番15号、死亡の場所宮城県仙台市青葉区、死亡年月日令和3年10月13日頃、出生の場所群馬県新田郡宝泉村、出生年月日昭和22年4月7日、職業無職
被相続人 亡 加藤 坦
仙台市青葉区片平1丁目1番11号カタヒラビル5階 菊地・小園法律事務所
相続財産清算人 弁護士 菊地 秀
催告期間満了日 令和7年12月12日
仙台家庭裁判所

令和7年(家)第30044号
仙台市青葉区二日町7番32-513号
申立人 野田 雄一
本籍仙台市太白区西の平1丁目46番地38、最後の住所仙台市太白区西の平1丁目26番2号、死亡の場所宮城県仙台市太白区、死亡年月日令和6年10月25日、出生の場所宮城県仙台市、出生年月日昭和38年5月16日、職業無職
被相続人 亡 高橋 和哉
仙台市青葉区二日町11番13号川原ビル2階 川原法律事務所
相続財産清算人 弁護士 加藤 槟也
催告期間満了日 令和7年12月15日
仙台家庭裁判所

令和7年(家)第20023号
群馬県前橋市朝日が丘町6番地10
申立人 中澤 健治
本籍群馬県前橋市朝日が丘町6番地10、最後の住所群馬県前橋市元総社町1609番地 あすなろ元総社、死亡の場所群馬県前橋市、死亡年月日令和6年3月2日、出生の場所群馬県前橋市、出生年月日昭和22年7月28日、職業無職
被相続人 亡 中澤 裕明
事務所群馬県前橋市川原町1-57-3 風の詩法律事務所
相続財産清算人 弁護士 川住 岳央
催告期間満了日 令和7年12月1日
前橋家庭裁判所

令和7年(家)第4006号

群馬県利根郡みなかみ町羽場847番地2

申立人 椎名由美子

本籍群馬県利根郡みなかみ町入須川1122番地2、最後の住所群馬県利根郡みなかみ町真庭787番地1月夜野ハイツB-104、死亡の場所群馬県利根郡みなかみ町、死亡年月日推定令和6年9月5日、出生の場所群馬県利根郡新治村、出生年月日昭和29年2月17日、職業無職

被相続人 亡 富沢 康夫

事務所群馬県前橋市古市町1丁目43番地1弁護士法人釣島総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 桜木真理子

催告期間満了日 令和7年12月10日

前橋家庭裁判所沼田支部

令和7年(家)第80026号

埼玉県秩父市大宮5911番地1

申立人 農園ホテルファームシティ管理組合
本籍埼玉県さいたま市浦和区本太5丁目77番地、最後の住所埼玉県さいたま市浦和区木崎4丁目24番8号、死亡の場所埼玉県さいたま市浦和区、死亡年月日平成27年10月9日、出生の場所東京市本所区、出生年月日昭和12年8月17日、職業不明

被相続人 亡 三枝 公一

事務所埼玉県さいたま市浦和区高砂3-7-3 プリムヴェール703 木村・東谷法律事務所

相続財産清算人 弁護士 木村 智博

催告期間満了日 令和7年12月11日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80050号

埼玉県新座市野火止1丁目1番1号

申立人 新座市長 並木 傑

本籍埼玉県新座市野寺4丁目1番、最後の住所埼玉県新座市野寺4丁目1番11号、死亡の場所埼玉県新座市、死亡年月日平成24年4月1日、出生の場所千葉県君津郡平岡村、出生年月日昭和19年3月23日、職業不明

被相続人 亡 古川 正雄

事務所埼玉県さいたま市浦和区岸町7-12-4ニチモビル浦和4階

相続財産清算人 弁護士 土肥 真大

催告期間満了日 令和7年12月17日

さいたま家庭裁判所

令和7年(家)第80131号

埼玉県上尾市小泉3丁目11番地1

申立人 坂入 壽一 外1名

本籍埼玉県上尾市大字上尾村1249番地19、最後の住所埼玉県上尾市大字上尾村1249番地19、死亡の場所埼玉県上尾市、死亡年月日令和7年1月11日頃から20日頃までの間、出生の場所栃木県河内郡葉師寺村、出生年月日昭和23年11月28日、職業無職

被相続人 亡 野澤 茂男

事務所埼玉県川口市芝新町5-1 SKビル3階C号室 さざんか総合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 飯塚 隆史

催告期間満了日 令和7年12月19日

さいたま家庭裁判所

令和6年(家)第885号

埼玉県越谷市越ヶ谷4丁目2番1号

申立人 越谷市

本籍埼玉県越谷市大間野町4丁目334番地3、最後の住所埼玉県越谷市大間野町4丁目334番地3、死亡の場所埼玉県越谷市、死亡年月日平成27年8月日時不詳、出生の場所静岡県志太郡吉永村、出生年月日昭和5年7月10日、職業不明

被相続人 亡 杉本 博俊

事務所埼玉県越谷市千間台西1丁目8番地7せんげん台1Kビル201号室 弁護士法人アネロ せんげん台法律事務所

相続財産清算人 弁護士 廣部 俊介

催告期間満了日 令和7年12月1日

さいたま家庭裁判所越谷支部

令和7年(家)第30117号

千葉市中央区千葉寺町1208番地2

申立人 社会福祉法人千葉市社会福祉協議会

本籍東京都多摩市東寺方568番地、最後の住所千葉市緑区誉田町2丁目21番地50ハートケアライフ誉田、死亡の場所千葉県東金市、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所東京都南多摩郡多摩村、出生年月日昭和30年3月25日、職業無職

被相続人 亡 伊野みえこ

事務所千葉市中央区新田町4番22号サンライト602向井法律事務所

相続財産清算人 弁護士 末吉 永久

催告期間満了日 令和8年1月5日

千葉家庭裁判所

令和7年(家)第30013号

千葉県我孫子市我孫子1858番地

申立人 我孫子市

本籍千葉県我孫子市白山1丁目2475番地9、最後の住所千葉県我孫子市中峰1227番地の7、死亡の場所千葉県八千代市、死亡年月日平成24年1月4日、出生の場所千葉県東葛飾郡我孫子町、出生年月日昭和18年3月28日、職業不明

被相続人 亡 松丸 正見

事務所千葉県松戸市松戸1336 東風園ビル6階 誠法律事務所

相続財産清算人 弁護士 高品 惠子

催告期間満了日 令和7年12月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30031号

東京都文京区後楽1丁目4番14号

申立人 一般社団法人日本労働者信用基金協会

本籍千葉県市川市東菅野1丁目14番、最後の住所千葉県柏市豊住2丁目3番11号バナハイツ丹羽202号、死亡の場所千葉県柏市、死亡年月日令和5年5月30日、出生の場所福岡県福岡市中央区、出生年月日昭和49年10月2日、職業自営業

被相続人 亡 松田 肇

事務所千葉県松戸市本町18-4 NBF松戸ビル5階 ときわ綜合法律事務所

相続財産清算人 弁護士 藤原 義恭

催告期間満了日 令和7年12月25日

千葉家庭裁判所松戸支部

令和7年(家)第30037号

千葉県船橋市前貝塚町1008番地15

申立人 伊藤 和典

本籍千葉県船橋市前原西5丁目236番地39、最後の住所千葉県船橋市前原西5丁目10番9号、死亡の場所千葉県船橋市、死亡年月日令和7年1月28日、出生の場所東京市向島区、出生年月日昭和14年1月3日、職業無職

被相続人 亡 柴原 俊文

事務所千葉県市川市市川南1-9-23 京葉住設市川ビル5階 弁護士法人リバーシティ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 荒川 俊也

催告期間満了日 令和8年1月5日

千葉家庭裁判所川出張所

令和7年(家)第30060号

千葉県市川市八幡1丁目1番1号

申立人 市川市

本籍千葉県市川市新田1丁目231番地、最後の住所千葉県市川市新田1丁目16番28号、死亡の場所千葉県市川市、死亡年月日令和6年12月24日、出生の場所千葉県市川市、出生年月日昭和13年4月26日、職業不明

被相続人 亡 浮谷 朝江

事務所千葉県市川市八幡3-1-18-3階 シャトー増田N.O. 3法律事務所羅針盤

相続財産清算人 弁護士 本田 真郷

催告期間満了日 令和8年1月5日

千葉家庭裁判所市川出張所

令和7年(家)第70526号

東京都墨田区業平1丁目7番23-302号シャルマン本所業平橋

申立人 尾花 帆浪

本籍東京都江戸川区東篠崎1丁目30番地6、最後の住所東京都江東区東陽1丁目29番1号パークハイツ東陽201、死亡の場所東京都江東区、死亡年月日令和6年12月25日、出生の場所東京都大田区、出生年月日昭和46年9月18日、職業不明

被相続人 亡 尾花 正弘

事務所東京都港区北青山3丁目12番7号秋月ビル407 浅倉隆顕法律事務所

相続財産清算人 弁護士 浅倉 隆顕

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70583号

東京都大田区大森東1-31-1-504 シティコーポ大森東

申立人 金田小夜子

本籍東京都大田区大森東1丁目419番地、最後の住所東京都大田区大森東1丁目31番1-504号 シティコーポ大森東、死亡の場所東京都豊島区、死亡年月日令和6年9月21日、出生の場所静岡県小笠郡曾我村、出生年月日昭和23年10月29日、職業無職

被相続人 亡 金田 泰男

事務所東京都新宿区新宿1丁目8番5号新宿御苑室町ビル5階 三宅・今井・池田法律事務所

相続財産清算人 弁護士 志甫 治宣

催告期間満了日 令和8年1月5日

東京家庭裁判所

令和7年(家)第70634号
東京都国分寺市本多5丁目19番11号
申立人 茂田 良平
本籍東京都新宿区新宿6丁目236番地、最後の住所東京都世田谷区北烏山6丁目24番18号イワキ・ハイツ102、死亡の場所東京都三鷹市、死亡年月日令和6年12月18日、出生の場所東京都新宿区、出生年月日昭和33年8月12日、職業無職
被相続人 亡 茂田 寛
事務所東京都新宿区四谷三栄町12番5号ライラック三栄ビル3階 わかばの風法律事務所
相続財産清算人 弁護士 酒井 桃子
催告期間満了日 令和8年1月5日
東京家庭裁判所

令和7年(家)第40213号
東京都千代田区大手町1丁目9番4号
申立人 株式会社日本政策金融公庫
本籍神奈川県横浜市旭区若葉台2丁目22番、最後の住所横浜市旭区若葉台2丁目22番1112号、死亡の場所神奈川県横浜市旭区、死亡年月日令和4年7月7日、出生の場所神奈川県横須賀市、出生年月日昭和38年7月23日、職業会社経営者
被相続人 亡 西村 守人
事務所横浜市中区太田町1-4-2関内川島ビル4階
相続財産清算人 弁護士 小山 昌人
催告期間満了日 令和8年1月13日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第40240号
東京都中央区銀座6丁目17番1号
申立人 東京信用保証協会
本籍神奈川県横浜市港北区篠原北1丁目2516番地、最後の住所横浜市神奈川区松見町4丁目1124番地3WTC菊名マンション704号、死亡の場所神奈川県横浜市港北区、死亡年月日令和6年4月4日、出生の場所神奈川県横浜市中区、出生年月日昭和17年4月7日、職業無職
被相続人 亡 重田 治利
事務所横浜市中区相生町4丁目75番地JTB・YN馬車道ビル4階
相続財産清算人 弁護士 井原 紗子
催告期間満了日 令和8年1月13日
横浜家庭裁判所

令和7年(家)第949号
富山市婦中町添島70番地
申立人 立原 斎
本籍富山県富山市豊田310番地5、最後の住所富山市中市1丁目3番34-202号メゾン中市、死亡の場所富山県富山市、死亡年月日推定令和7年1月20日、出生の場所富山県富山市、出生年月日昭和22年3月15日、職業無職
被相続人 亡 留崎レイ子
富山市丸の内1-8-15 余川ビル3階 足立政孝法律事務所
相続財産清算人 弁護士 足立 政孝
催告期間満了日 令和7年12月5日
富山家庭裁判所

令和7年(家)第536号
富山市五福1414番地1
申立人 一般社団法人シニアスマイル提案室
本籍富山県高岡市下麻生1446番地、最後の住所富山県高岡市下麻生1446番地、死亡の場所富山県高岡市、死亡年月日令和6年10月16日、出生の場所富山県東砺波郡中田町、出生年月日昭和7年6月10日、職業無職
被相続人 亡 横井 實
事務所富山県高岡市広小路1番28号 作井法律事務所
相続財産清算人 弁護士 古木 達也
催告期間満了日 令和7年12月8日
富山家庭裁判所高岡支部

令和7年(家)第5006号
福井県鯖江市河和田町第27号7番地4
申立人 堀内 正俊
本籍福井県鯖江市河和田町第27号7番地4、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福井県鯖江市、死亡年月日令和6年11月15日、出生の場所福井県鯖江市、出生年月日昭和46年12月15日、職業飲食店経営
被相続人 亡 堀内 俊志
福井県越前市日野美1丁目3番26号
相続財産清算人 山本晋太郎
催告期間満了日 令和7年12月5日
福井家庭裁判所武生支部

相続財産清算人の改任

次の被相続人について、その相続財産の清算人を次のとおり改任した。

令和4年(家)第316号

申立人 職権

本籍佐賀県武雄市武雄町大字武雄364番地、最後の住所愛知県常滑市千代ヶ丘2丁目108番地、死亡の場所愛知県知多郡美浜町、死亡年月日令和2年10月6日、出生の場所佐賀県藤津郡嬉野町、出生年月日昭和38年6月23日、職業不明

被相続人 亡 大宅 豊基

愛知県半田市昭和町1丁目60-10N Yビル5

C 棚瀬誠法律事務所

改任前の相続財産清算人 弁護士 棚瀬 誠

愛知県半田市星崎町3丁目37番地の1星崎ビル3階 細井靖浩法律事務所

改任後の相続財産清算人 弁護士 細井 靖浩
名古屋家庭裁判所半田支部

公示催告

次の申立人から別紙目録表示の権利について公示催告の申立てがあったので、その権利者は、下記権利の届出の終期までに当裁判所に権利を届け出してください。もし下記権利の届出の終期までに権利の届出がない場合には、その権利は失権することがあります。

令和7年(家)第1号

福岡県宗像市陵巖寺4丁目1番1-604号

申立人 神 鈴人

権利の届出の終期 令和7年8月22日

令和7年5月9日 宗像簡易裁判所

(別紙) 目録

(1)土地 宗像市東郷五丁目

地番 920番

地目 宅地

地積 181.99平方メートル

(2)登記年月日番号 福岡法務局福間出張所昭和3年10月26日受付第3538号

(3)登記した権利の内容

登記の目的 土地権設定

原因 昭和3年10月26日設定

目的 建物所有

範囲 土地の東南部2畝17歩

存続期間 昭和3年10月26日より向20年

地代 1年玄米2斗8升

支払期 毎年12月25日

地上権者 宗像市東郷920番地2

花田 ヤス

失踪に関する届出の催告

次の申立人から不在者に対し失踪宣告の申立てがあったので、不在者は、届出期間満了の日までに当裁判所に生存の届出をしてください。届出がないときは、失踪宣告を受けることになります。また、不在者の生死を知る者は、同日までにその旨当裁判所に届け出してください。

令和7年(家)第35号

岐阜県土岐市妻木町1849番地の26

申立人 長江 真治

本籍岐阜県土岐市妻木町803番地1、最後の住所岐阜県土岐市妻木町803番地

不在者 長江真太郎

昭和51年11月19日生

届出期間満了日 令和7年7月16日

岐阜家庭裁判所多治見支部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の持持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和7年(家)第78号

広島県福山市御町15番6号

債務者 株式会社三森

代表者 代表取締役 森原 康元

1 決定年月日時 令和7年5月15日午前9時50分

2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 萩田 啓祐

4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで

5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月22日午後1時50分

6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。

広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和7年(フ)第34号 兵庫県小野市敷地町1454番地の1 債務者 株式会社ウイズ 代表者代表取締役 田中 正二 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 吉田 圭孝 4 破産債権の届出期間 令和7年7月9日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月27日午後2時20分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 神戸地方裁判所支部	令和7年(フ)第37号 茨城県日立市鮎川町5丁目7番1-101号 債務者 日本鉄道警備保障株式会社 代表者代表取締役 益子 功 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 近藤 譲之 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午後1時10分 水戸地方裁判所日立支部	令和7年(フ)第37号 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野呂 伸一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月4日午前10時30分 釧路地方裁判所北見支部破産係	令和7年(フ)第90号 山梨県甲斐市中下条1008番地2 債務者 株式会社La Mente 代表者代表取締役 前田 剛志 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 關野 文士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月17日午後1時30分 甲府地方裁判所民事部破産係	令和7年(フ)第20号 福井県敦賀市木崎6-10-3ベルメゾン1-A号室 債務者 株式会社Lino Life Connection 代表者代表取締役 鶴渕 翔太 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀 啓輔 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年8月4日午前10時45分 福井地方裁判所敦賀支部	令和7年(フ)第53号 奈良県桜井市大字桜井919番地 債務者 一般社団法人ヤマト 代表者代表理事 藤田 勝枝 1 決定年月日時 令和7年5月8日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 幸田 直樹 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月1日午後1時10分 奈良地方裁判所破産係	令和7年(フ)第114号 山梨県甲府市小瀬町68番地6南栄第10小瀬タウン2号室 債務者 Emi Riese株式会社 代表者代表取締役 長田 友樹 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 堀内 寿人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月18日午後2時30分 甲府地方裁判所民事部破産係
令和7年(フ)第1744号 大阪市北区豊崎3丁目16番16号 債務者 株式会社LUF T 代表者代表取締役 小川 翔也 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 提中 智士 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月24日午後2時10分 大阪地方裁判所第6民事部	令和7年(フ)第18号 岩手県遠野市松崎町白岩20地割23番地5 債務者 株式会社アトリエブリュム 代表者代表取締役 沖館 和男 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 細川 恵喜 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月2日午後1時30分 盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係	令和7年(フ)第24号 秋田県湯沢市上院内字松根226番地3 債務者 高橋ルリ子 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 河村 憲史 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月4日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 秋田地方裁判所横手支部	令和7年(フ)第47号 島根県松江市東朝日町111番地（1階） 債務者 合同会社笑瑠 代表者代表社員 坂本 美紀 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡崎真由子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月29日午後1時30分 松江地方裁判所民事部	令和7年(フ)第49号 北海道北見市緑ヶ丘3丁目10番19号 債務者 株式会社S. M. Y 代表者代表取締役 角谷 典昭 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 布川 佳正 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午後1時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第712号 東京都町田市木曾東2丁目11番43-504号 債務者 加藤章太郎 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田原 遼太 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月16日午前10時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	
令和7年(フ)第7号 長野県飯田市鼎上茶屋3509番地2 債務者 山田 英樹 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮下 将吾 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午後2時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 長野地方裁判所飯田支部	令和7年(フ)第12号 長野県飯田市丸山町4丁目5507番地139 債務者 金澤 博康 1 決定年月日時 令和7年5月12日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三浦美佳子 4 破産債権の届出期間 令和7年7月2日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月6日午後2時 6 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 長野地方裁判所飯田支部					

令和7年(フ)第524号 東京都国立市谷保6831番地の3ソレイユ国立 102 債務者 加藤 汐美(旧姓山本) 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 藤野 大介 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月22日午後2時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第584号 東京都清瀬市下清戸2丁目518番地1エクラシア清瀬 債務者 寺島 和男 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 三木 昭子 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月25日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年7月25日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第215号 川崎市高津区久末2047番地5 債務者 藤井 力 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第43号 長野県上田市中之条344番地16 フェリーチェ上田・B101号 債務者 吉兼ゆりか 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小池さやか 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月3日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第608号 東京都町田市野津田町92番地5 債務者 大塚 翔太 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 戸田 智彦 4 破産債権の届出期間 令和7年6月17日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月22日午前11時15分 6 免責意見申述期間 令和7年7月22日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第53号 鳥取県倉吉市清谷町1丁目57番地1、住民票上の前住所島根県松江市東出雲町掛屋1195番地2 債務者 田中 敬康 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 高野陽太郎 4 破産債権の届出期間 令和7年6月10日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月29日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年7月28日まで 松江地方裁判所民事部	令和7年(フ)第216号 川崎市高津区久末2047番地5 債務者 藤井 裕子 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 畑 裕士 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月27日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月26日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年(フ)第960号 神奈川県海老名市東柏ケ谷2丁目8番20号 債務者 田原 康弘 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 満松 和憲 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年8月27日まで 長野地方裁判所上田支部
令和7年(フ)第59号 静岡県富士宮市猪之頭1621番地の2 債務者 岡村 拓 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 横山 正樹 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年7月24日午前10時10分 6 免責意見申述期間 令和7年7月23日まで 静岡地方裁判所富士支部	令和7年(フ)第694号 東京都町田市南成瀬5丁目1番地10サンプラザ西之久保4-B 債務者 杉山 満喜 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 嶋本 雅史 4 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年8月1日午前11時 6 免責意見申述期間 令和7年8月1日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部	令和7年(フ)第232号 川崎市幸区南加瀬4丁目4番30号 コーポメールヴェーユ 101、住民票上の住所横浜市港北区日吉5丁目22番19号 債務者 阿部 正人 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後4時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岩永 和大 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日午前10時 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部	令和7年(フ)第56号 鳥取県鳥取市湖山町西1丁目323番地9 債務者 河田 敏昌 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 山崎 優 4 破産債権の届出期間 令和7年6月13日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日 令和7年9月22日午前10時30分 6 免責意見申述期間 令和7年9月19日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第61号 静岡県富士宮市山宮1024番地の8 債務者 山本 真生(旧姓安武) 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後1時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塩谷 知一 4 破産債権の届出期間 令和7年6月24日まで	令和7年(フ)第148号 静岡県磐田市下大之郷162番地3 債務者 坂井 将人 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小比賀 愛 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで	令和7年(フ)第204号 静岡法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。	令和7年(フ)第148号 静岡県磐田市下大之郷162番地3 債務者 坂井 将人 1 決定年月日時 令和7年5月14日午前10時 2 主文 傾向者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小比賀 愛 4 破産債権の届出期間 令和7年6月18日まで

<p>令和7年(フ)第36号 山口県岩国市阿品10726番地16 債務者 高見 繁男 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 口出 裕理 4 破産債権の届出期間 令和7年6月12日まで 5 財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年9月3日午前10時30分 6 破産法204条1項2号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し5記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。 7 免責意見申述期間 令和7年9月2日まで 山口地方裁判所岩国支部</p> <p>令和7年(フ)第666号 千葉市花見川区検見川町3丁目313番地12 債務者 長谷川哲男 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 島崎 嘉成 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和6年(フ)第2203号 代替住所A、旧住所神奈川県相模原市緑区二本松3丁目46番7号 ドリームハウス202 債務者 田辺 美沙 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小笠原 佑 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第684号 愛知県あま市七宝町安松南辻田2585番地3 債務者 村田 勝彦 1 決定年月日時 令和7年5月13日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井上 功務 4 免責意見申述期間 令和7年7月8日まで 名古屋地方裁判所民事第2部</p> <p>令和7年(フ)第674号 千葉市中央区本町1丁目1番4号 グリーングラス本町206号 債務者 荒明 優希</p>	<p>1 決定年月日時 令和7年5月14日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 中間 陽子 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和7年(フ)第176号 宮崎市学園木花台北1丁目6番地14 債務者 坂元洋二郎 1 決定年月日時 令和7年5月15日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 松岡 孝浩 4 免責意見申述期間 令和7年7月10日まで 宮崎地方裁判所破産係</p> <p>令和7年(フ)第1832号 大阪府箕面市箕面8丁目2番20号(102号) 債務者 大西 鈎也 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 岡野 純司 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p>令和7年(フ)第1841号 大阪府東大阪市下六万寺町1丁目2番39号 債務者 青山 裕子 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 小仲 真介 4 免責意見申述期間 令和7年7月16日まで 大阪地方裁判所第6民事部</p> <p style="text-align: center;">破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</p> <p>令和7年(フ)第18号 北海道河東郡音更町柳町南区2番地5 債務者 小原 芳子 1 決定年月日時 令和7年5月14日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年7月9日まで 5 免責審尋期日 令和7年7月17日午後1時30分 鉄路地方裁判所帯広支部破産係</p>	<p>1 主文 当裁判所が令和7年3月25日にした破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間決定中、破産者の氏名が「メモリーサポート福岡こと 井上美奈子」とあるのを「メモリーサポートふくおかこと 井上美奈子」と更正する。 2 決定年月日 令和7年5月7日 福岡地方裁判所第4民事部</p> <p style="text-align: center;">破産手続終結</p> <p>令和6年(フ)第1157号 千葉県市原市辰巳台東4丁目10番地 ビレッジハウス1-401 破産者 保坂 保 1 決定年月日 令和7年5月12日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p>令和6年(フ)第1197号 千葉県八千代市八千代台北9丁目9番7号 セイント・えのさわ103号 破産者 亡徳永勇相続財産 1 決定年月日 令和7年5月13日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p style="text-align: center;">千葉地方裁判所民事第4部破産再生係</p> <p>令和6年(フ)第725号 埼玉県川越市六軒町1丁目14-2 破産者 株式会社シェンリ 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。</p> <p style="text-align: center;">さいたま地方裁判所川越支部</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

令和6年(フ)第604号	川崎市中原区上平間1340番地 破産者 株式会社サチ建商 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係	
令和5年(フ)第2329号	名古屋市中村区太閤通5丁目33番地の1 破産者 株式会社中部ヘルストロン 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第2部	
令和6年(フ)第281号	名古屋市南区南野2丁目121番地 破産者 株式会社敏照 1 決定年月日 令和7年5月14日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第2部	
令和6年(フ)第121号	北海道帯広市東13条南3丁目1番地31 破産者 武内建機株式会社 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係	
令和2年(フ)第1159号	福岡県福岡市博多区美野島3丁目1番5号 破産者 株式会社ヤマダエコソリューション 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部	

令和6年(フ)第446号	(最後の住所) 京都市山科区音羽野田町42番地4 ヴィラ充101号室、開始決定時の住所 京都市山科区西野岸ノ下町46番地の3 破産者 亡山口俊和相続財産 1 決定年月日 令和7年5月15日 2 主文 本件破産手続を終結する。 3 理由の要旨 配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第5民事部破産係	
破産債権の届出期間及び一般調査期日	
令和5年(フ)第2155号	札幌市白石区南郷通2丁目北1番10-301号 破産者 鹿嶋 康慶 1 破産債権の届出期間 令和7年6月11日まで 2 一般調査期日 令和7年7月24日午後1時30分 令和7年5月14日
札幌地方裁判所民事第4部	
令和6年(フ)第2073号	愛知県弥富市東未広7丁目23番地 破産者 山岸 徹也 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 2 一般調査期日 令和7年8月5日午前11時20分 令和7年5月14日
名古屋地方裁判所民事第2部	
令和7年(フ)第158号	名古屋市熱田区桜田町3番10号 服部コーポ306号 破産者 久田 直人 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 2 一般調査期日 令和7年8月20日午前11時20分 令和7年5月14日
名古屋地方裁判所民事第2部	
令和4年(フ)第5070号	大阪市西成区旭1丁目11番3-601号 破産者 三村 知也 1 破産債権の届出期間 令和7年6月16日まで 2 一般調査期日 令和7年7月14日午後2時20分 令和7年5月14日
大阪地方裁判所第6民事部	
令和6年(フ)第42号	大分県佐伯市弥生大字井崎1941番地 破産者 黒木 陽一 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午前11時 令和7年5月15日
大阪地方裁判所第6民事部	
令和7年(フ)第5号	大分市大字毛井426番地の7 破産者 黒木真之介 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午前11時15分 令和7年5月15日
大分地方裁判所佐伯支部破産係	
令和7年(フ)第5号	大分市大字毛井426番地の7 破産者 黒木真之介 1 破産債権の届出期間 令和7年7月11日まで 2 一般調査期日 令和7年9月4日午前11時15分 令和7年5月15日
大分地方裁判所佐伯支部破産係	

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条3項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

令和6年(フ)第301号

宮崎市清水3丁目2番26号 Casavia
Sole 302号
破産者 武市 忍

異議申述期間 令和7年6月26日まで

令和7年5月15日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第319号

宮崎県児湯郡新富町大字日置963番地3 救護施設 清風園、前住所宮崎県児湯郡川南町大字川南12678番地12
破産者 森田 和雄

異議申述期間 令和7年6月26日まで

令和7年5月15日 宮崎地方裁判所破産係

令和6年(フ)第918号

代替住所B (旧住所千葉県市川市南大野1丁目32番18号)
破産者 工藤 美生

異議申述期間 令和7年7月5日まで

令和7年5月12日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第178号

千葉県市原市古敷谷840番地1
破産者 鎌滝 拓

異議申述期間 令和7年7月7日まで

令和7年5月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第244号

千葉県習志野市鷺沼5丁目8番16号 プラウ

ド幕張本郷VI105号
破産者 坂部 允則

異議申述期間 令和7年7月7日まで

令和7年5月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第262号

千葉県市川市大野町3丁目268番地4
破産者 萩野 光璃

異議申述期間 令和7年7月7日まで

令和7年5月13日

千葉地方裁判所民事第4部破産再生係

令和7年(フ)第172号
 千葉県八千代市大和田191番地2 carrot-K・T102
 破産者 前田 由美
 異議申述期間 令和7年7月8日まで
 令和7年5月13日
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和7年(フ)第171号
 千葉県市原市ちはら台西5丁目3番地1 ソフィアパレス101号
 破産者 石田 勉
 異議申述期間 令和7年7月9日まで
 令和7年5月14日
 千葉地方裁判所民事第4部破産再生係
令和5年(フ)第1259号
 大阪府高槻市芥川町1丁目2番A-110号
 破産者 株式会社丸井地所
 異議申述期間 令和7年7月9日まで
 令和7年5月14日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第2556号
 大阪府東大阪市西堤本通西3丁目8番2号
 メゾン西村 101
 破産者 岩本 拓磨(旧姓大下)
 異議申述期間 令和7年7月9日まで
 令和7年5月14日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第254号
 大阪府八尾市旭ヶ丘2丁目19番地の1 レオパレスIMAGO302号、開始決定時大阪府八尾市西高安町3丁目2番地の1 レオパレスグリチーネ312号
 破産者 吉田 侑史
 異議申述期間 令和7年7月9日まで
 令和7年5月14日
 大阪地方裁判所第6民事部
令和6年(フ)第1833号
 大阪市東成区東小橋3丁目1番15号
 破産者 K.Y.R株式会社
 異議申述期間 令和7年7月10日まで
 令和7年5月15日
 大阪地方裁判所第6民事部
特別清算開始
令和7年(ヒ)第1006号
 愛知県あま市中萱津出口1番地
 清算株式会社 株式会社望月インターナショナル
 代表清算人 伊藤 秀夫

1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
 名古屋地方裁判所民事第2部
特別清算終結
令和6年(ヒ)第2092号
 東京都渋谷区桜丘町14番6号
 清算株式会社 株式会社アクアプラス
 1 決定年月日 令和7年5月8日
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
 東京地方裁判所民事第20部
令和6年(ヒ)第6号
 岡山県笠岡市入江114番地の1
 清算株式会社 株式会社MY企画
 1 決定年月日 令和7年5月8日
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
 岡山地方裁判所倉敷支部
令和7年(ヒ)第1002号
 福岡県糸島市前原駅南1丁目26番11号
 清算株式会社 日食システム株式会社
 1 決定年月日 令和7年5月9日
 2 主文 本件特別清算手続を終結する。
 福岡地方裁判所第4民事部
管 理 命 令
令和6年(再)第33号
 東京都港区新橋3丁目8番8号リバティ8ビル4階
 再生債務者 株式会社clutch communication
 1 主文 管財人による管理を命ずる。
 2 管財人 東京都千代田区五番町3-1五番町グランドビル9階 市ヶ谷総合法律事務所弁護士 岡田 隆
 3 再生債務者の財産の所持者及び再生債務者に對して債務を負担する者は、再生債務者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。
 令和7年5月7日
 東京地方裁判所民事第20部
再生手続終結
令和5年(再)第1号
 福岡県久留米市小頭町8番地12
 再生債務者 膽正宗株式会社
 1 主文 本件再生手続を終結する。
 2 理由の要旨 再生計画の遂行
 令和7年5月8日
 福岡地方裁判所第4民事部
令和5年(再)第2号
 福岡県久留米市小頭町8番地12
 再生債務者 叡酔酒造株式会社
 1 主文 本件再生手続を終結する。
 2 理由の要旨 再生計画の遂行
 令和7年5月8日
 福岡地方裁判所第4民事部
小規模個人再生による再生手続廃止
令和7年(再イ)第3号
 兵庫県三田市上井沢190番地3 103号(従前の住所) 京都府舞鶴市字和江192番地
 再生債務者 細見 順夫
 1 主文 本件再生手続を廃止する。
 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法237条1項に定める事由がある。
 令和7年5月14日
 神戸地方裁判所第3民事部個人再生係
令和6年(再イ)第28号
 大分市大字下郡1707番地の1 パークサイド下郡201
 再生債務者 歳納 輝
 1 主文 本件再生手続を廃止する。
 2 理由の要旨 本件再生手続には、民事再生法191条2号に定める事由がある。
 令和7年5月14日
 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取
令和7年(再)第1号
 北海道滝川市江部乙町東12丁目1番1号2階
 再生債務者 鈴木 嶽平
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年5月1日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年6月12日まで
 令和7年5月15日
 札幌地方裁判所滝川支部再生係
令和7年(再)第2号
 大津市水明2丁目11番地8
 再生債務者 上田 富三
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月14日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年6月12日まで
 令和7年5月15日
 大津地方裁判所民事部再生係
令和7年(再口)第1号
 愛媛県今治市八町西2丁目4-28
 再生債務者 森川 聖章
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月30日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年6月12日まで
 令和7年5月15日
 松山地方裁判所今治支部
令和7年(再口)第1号
 京都府木津川市木津奈良道33番地13
 再生債務者 吉田 むい
 1 意見聴取に付する再生計画案 令和7年4月15日付け再生計画案
 2 書面で意見を述べることができる事項 民事再生法241条2項各号に定める事由
 3 2の書面の提出期間 令和7年6月16日まで
 令和7年5月15日
 京都地方裁判所第5民事部再生係
給与所得者等再生による再生計画認可
令和6年(再口)第3号
 兵庫県西宮市高須町2丁目1番29-625号
 再生債務者 沖中 宏宣
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年5月7日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年5月14日 神戸地方裁判所尼崎支部
令和6年(再口)第22号
 埼玉県上尾市大字上54番地8 ローズハイム201
 再生債務者 紺谷 修平
 1 主文 本件再生計画を認可する。
 2 理由の要旨 令和7年5月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
 令和7年5月14日
 さいたま地方裁判所第3民事部

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。所在等不明共有者以外の共有者は、上記の不動産について裁判による共有物の分割の請求又は遺産の分割の請求がされている場合において、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることについて異議があるときは、同日までに当裁判所に異議の届出をしてください。これらの届出がないときは、所在等不明共有者の持分の取得の裁判がされることになります。また、申立人以外の共有者は、上記の不動産の持分について所在等不明共有者の持分の取得の裁判の申立てをする場合には、同日までに当裁判所に同裁判の申立てをしてください。

令和7年(チ)第1号

東京都北区豊島5-2-20-101(不動産登記記録上の住所) 東京都北区豊島七丁目16番6号

申立人 片柳由美子
住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県川口市西川口一丁目31番16号

(最後の住所) 埼玉県川口市青木西2丁目1番5-102号 中銀青木公園団地5号棟
所在等不明共有者 亡松田信夫相続財産
届出期間満了日 令和7年9月9日

令和7年5月9日

宇都宮地方裁判所大田原支部

(別紙) 物件目録

1 所在 那須郡那須町大字寺子乙字入山
地番 2004番130
地目 山林
地積 350平方メートル

2 所在 那須郡那須町大字高久甲字西表
地番 4453番497
地目 山林
地積 500平方メートル

令和7年(チ)第3号

東京都三鷹市上連雀9丁目22番10号

申立人 深野 昌彦

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東京都国立市東三丁目19番地7
所在等不明共有者 大野 久
届出期間満了日 令和7年9月9日

令和7年5月9日

さいたま地方裁判所川越支部

(別紙) 物件目録

(一棟の建物の表示)

所在 所沢市美原町一丁目2927番地13

建物の名称 新所沢マンション
(専有部分の建物の表示)

家屋番号 美原町一丁目2927番13の72

種類 居宅

構造 鉄筋コンクリート造2階建

床面積 1階部分 22.58m²

2階部分 22.58m²

(敷地権の目的である土地の表示)

土地の符号 1

所在及び地番 所沢市美原町一丁目2927番13

地目 宅地

地積 991.87m²

(敷地権の表示)

土地の符号 1

敷地権の種類 所有権

敷地権の割合 30万7263分の4860

所在等不明共有者の持分 4分の1

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の不動産の持分について所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判の申立てがあったので、所在等不明共有者は、同裁判をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判がされることになります。

令和7年(チ)第1号

長野県上伊那郡宮田村4652-2(不動産登記記録上の住所) 長野県上伊那郡宮田村429番地5

申立人 白鳥 章子(不動産登記記録上の氏名)

森田 章子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 長野県上伊那郡宮田村429番地5

所在等不明共有者 森田 昌也

届出期間満了日 令和7年9月30日

令和7年5月9日 長野地方裁判所伊那支部

(別紙) 物件目録

1 所在 上伊那郡宮田村

地番 429番5

地目 宅地

地積 303.66平方メートル

2 所在 上伊那郡宮田村429番地5

家屋番号 429番5

種類 居宅

構造 木造瓦葺2階建

床面積 1階 74.52平方メートル

2階 46.37平方メートル

所在等不明共有者の持分 いずれも50分の31

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

次の申立人から別紙物件目録表示の土地について所有者不明土地管理命令の申立てがあったので、上記の土地の所有者又は共有者は、上記の管理命令をすることについて異議があるときは、届出期間満了日までに当裁判所に異議の届出をしてください。届出がないときは、上記の管理命令がされることになります。

令和7年(チ)第3012号

東京都江東区新木場1丁目7番22号

申立人 ジャパン建材株式会社

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 埼玉県浦和市常盤町9丁目146番地

所有者 斎藤 ひさ

届出期間満了日 令和7年7月9日

令和7年5月9日 東京地方裁判所

(別紙) 物件目録

所在 中野区松が丘1丁目

地番 209番6

地目 畑

地積 6.61平方メートル

令和7年(チ)第1号

山梨県山梨市牧丘町窪平1494

申立人 庄子 学

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 東山梨郡牧丘町室伏278番地

所有者 丸田 正義

届出期間満了日 令和7年7月7日

令和7年5月7日 甲府地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 山梨市牧丘町室伏字竹下

地番 2932番

地目 畑

地積 181平方メートル

令和7年(チ)第1号

京都府舞鶴市字余部下1159番地の2

申立人 株式会社ツルヤ技研

亡土井貞一郎の最後の住所不明

(不動産登記記録上の住所) 京都府舞鶴市字余部下1114番地の1

所有者 亡土井貞一郎相続財産

届出期間満了日 令和7年7月7日

令和7年5月8日 京都地方裁判所舞鶴支部

(別紙) 物件目録

所在 舞鶴市字余部下小字余部下

地番 773番

地目 宅地

地積 161.98平方メートル

令和7年(チ)第3号

大分市椿が丘2丁目6番4号

申立人 吉野 雅子

住所・居所 不明

(不動産登記記録上の住所) 大分市大字八幡2005番地

所有者 佐野キヌエ

届出期間満了日 令和7年7月8日

令和7年5月8日 大分地方裁判所

(別紙) 物件目録

1 所在 大分市大字八幡字横枕

地番 1887番

地目 山林

地積 1080平方メートル

会社や他の会社

合併公報

左記会社は合併して甲がこの権利義務全部を承継して存続して存続するにこだわらました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公報掲載の翌日から1箇月以内に申し出下さい。

なお、最終清算対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙 官報

掲載の日付 令和7年5月14日

掲載頁 九十九頁(官外第10六四)

(乙) 鑑定した駆逐事業年度はありません。

令和7年5月11日

山形県米沢市瀬田町小瀬11111番地1五

(甲) 米沢精密株式会社

代表取締役 武田 淳

仙台市青葉区中央1丁目11番110号

(乙) 株式会社77P E3

代表取締役 京野 韶也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の水力発電（工事計画、施工管理及び電気工事設計）事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和7年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.global.toshiba-tpsc.co.jp/>

(乙) <https://www.toshiba-jp/outline/>

令和7年五月二十三日

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

効力発生日は令和7年五月二十三日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

(甲) 尾張トレー・デイング合同会社

(乙) 合同会社ラクシ・ユミー

NBLDG四階

東京都港区新橋四丁目一四番一号新橋A U

代表社員 伊藤 学

代表取締役 松田まり子

代表取締役 小西 崇夫

代表取締役 島田 太郎

代表取締役 伊藤 学

代表取締役 小口 裕太

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

(甲) 尾張トレー・デイング合同会社

(乙) 合同会社ラクシ・ユミー

NBLDG四階

東京都港区新橋四丁目一四番一号新橋A U

代表社員 伊藤 学

代表取締役 小西 崇夫

代表取締役 島田 太郎

代表取締役 伊藤 学

左記会社は吸収分割して甲は乙の金地金投資事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

(甲) 尾張トレー・デイング合同会社

(乙) 合同会社ラクシ・ユミー

名古屋市昭和区松風町二丁目一九番地一〇八号

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の仕業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

名古屋市西区児玉三丁目七番二号

(甲) 尾張トレー・デイング合同会社

(乙) 合同会社ラクシ・ユミー

名古屋市西区児玉三丁目七番二号

代表取締役 松田まり子

代表取締役 小西 崇夫

代表取締役 島田 太郎

代表取締役 伊藤 学

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の仕業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

名古屋市西区児玉三丁目七番二号

(甲) 尾張トレー・デイング合同会社

(乙) 合同会社ラクシ・ユミー

名古屋市西区児玉三丁目七番二号

代表取締役 松田まり子

代表取締役 小西 崇夫

代表取締役 島田 太郎

代表取締役 伊藤 学

左記会社は吸収分割して甲は乙のアーカイブ事業に係る権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七番地

(甲) 三和商事株式会社

(乙) 株式会社ファーストスティージ

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七番地

(甲) 三和商事株式会社

(乙) 株式会社ファーストスティージ

名古屋市瑞穂区洲雲町四丁目七番地

令和7年5月23日

大阪府東大阪市川俣一丁目一四番三〇号
(甲) 株式会社ヤマタネドキュメントマネジメント
代表取締役 長谷川 洋

大阪府福島区海老江一丁目一番三号
(乙) 阪急阪神エスティート・サービス株式会社
代表取締役 大崎 健一

大阪府福島区海老江一丁目一番三号
(甲) 株式会社トライアル九重管理
代表取締役 長谷川 洋

大阪府福島区海老江一丁目一番三号
(乙) トライアル九重管理
代表取締役 長谷川 洋

大阪府福島区海老江一丁目一番三号
(甲) トライアル九重管理
代表取締役 長谷川 洋

吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社トライアルカンパニー（乙、住所福岡市東区多の津一丁目二番二号）の研修所、社員寮等の全社的な資産の管理事業に関して有する権利義務の一部を承継することにいたしました。効力発生日は令和七年七月一日です。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）金融商品取引法による有価証券報告書提出

（乙）<https://trial-holdings.inc>

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出

（甲）<https://trial-holdings.inc>

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社札幌明食ミート（札幌市白石区北郷四条三丁目五番二十五号）に対して当社が営む精肉の加工、製造及び販売事業並びに移動販売車等のリース業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

札幌市白石区北郷四条三丁目五番二十五号

有限会社札幌明食ミート
代表取締役 田嶋 祐介

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社魯はん（住所秋田県大館市字桂城四〇番地）に対して当社の飲食業（ただし、店名魯はんに関するものに限る）に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十三日

秋田県大館市字桂城八番地の四

代表取締役 小山田一則

新設分割公告

当社は新設分割により新設する株式会社新ピーチアンドエム（住所東京都中央区日本橋浜町一丁目一番二号）に対して当社が営む一切の事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）<https://trial-holdings.inc>

（甲）<https://trial-holdings.inc>

（甲）<https://trial-holdings.inc>
（乙）<https://trial-holdings.inc>

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）<https://trial-holdings.inc>

（甲）<https://trial-holdings.inc>
（乙）<https://trial-holdings.inc>

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。組織変更後の商号は株式会社ネクストワークとします。効力発生日は令和七年七月一日であり、当社の総社員の同意の取得は、令和七年五月一日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）<https://trial-holdings.inc>

（甲）<https://trial-holdings.inc>
（乙）<https://trial-holdings.inc>

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

大阪市中央区北久宝寺町二丁目六番一〇号

フリーダム合同会社

代表社員 丁 健 青

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

大阪市西区新町一丁目二番一三号

合同会社エムテック

代表社員 瀧川 正則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万四千四百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

令和七年五月二十三日

札幌市北区北二十二条西十二丁目二北大ビ

ジネススプリング
大熊ダイヤモンドデバイス株式会社
代表取締役 星川 尚久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千五百万円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

<http://www.cashew.co.jp>

埼玉県さいたま市北区吉野町一丁目四〇七番地一 代表取締役 戸次 強

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十三億九千十四万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都千代田区大手町一丁目九番二号

M S D 企業投資 A 号 株式会社

代表取締役 祖父江慧太

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千百六十八万四千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

大阪市西区新町一丁目二番一三号

合同会社エムテック

代表社員 瀧川 正則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万四千四百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 十三頁

令和七年五月二十三日

札幌市北区北二十二条西十二丁目二北大ビ

ジネススプリング
大熊ダイヤモンドデバイス株式会社
代表取締役 星川 尚久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万四千四百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 十三頁

令和七年五月二十三日

<https://socrata.online>

令和七年五月二十三日

東京都千代田区六番町一三番地四

株式会社ソクラ
代表取締役 土屋 直也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五百萬円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都千代田区神田須田町一丁目一六番地

R A X A 神田須田町四階

株式会社丸富ホールディングス

代表取締役 設樂 英孝

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億六千百六十八万四千九百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

合同会社エムテック

代表社員 瀧川 正則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万四千四百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 十三頁

令和七年五月二十三日

札幌市北区北二十二条西十二丁目二北大ビ

ジネススプリング
大熊ダイヤモンドデバイス株式会社
代表取締役 星川 尚久

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千万四千四百六十八円減少し一億円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 十三頁

令和七年五月二十三日

<https://socrata.online>

令和七年五月二十三日

東京都千代田区六番町一三番地四

株式会社ソクラ
代表取締役 土屋 直也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億五百萬円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都中央区銀座二丁目二二番二一号銀座

大竹ビジデンス二階

株式会社ブリングアウト

代表取締役 中野 慧

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九千五百二十八万三千八百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

合同会社エムテック

代表社員 瀧川 正則

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一億千百六十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 五十五頁 (号外第八十八号)

令和七年五月二十三日

札幌市北区目黒一丁目四番一六号目黒Gビル五F

株式会社ファイオクラブ
代表取締役 長澤 拓也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 五十五頁 (号外第八十八号)

令和七年五月二十三日

<https://socrata.online>

令和七年五月二十三日

東京都練馬区高松五丁目一九番三四号

有限会社ヴアン
代表取締役 新井 功一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千二百万円減少し三百円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 五十七頁 (号外第二七九号)

令和七年五月二十三日

東京都港区南青山一丁目一番一号

株式会社SOLIA
代表取締役 西口 征郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三千四百五十万五千円減少し六千五百五十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 五十五頁 (号外第二七九号)

令和七年五月二十三日

<https://socrata.online>

令和七年五月二十三日

東京都渋谷区道玄坂二丁目一二番一号

株式会社多角形
代表取締役 前野 龍三

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億二千三百八十八万三千三百二十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 五十七頁 (号外第二七九号)

令和七年五月二十三日

東京都墨田区菊川三丁目三番四一〇四号

c o o l - j a p a n 株式会社
代表取締役 柿沼 寛之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八三四九万七五七〇円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

日刊工業新聞

掲載紙 日刊工業新聞

掲載頁 九十七頁 (号外第七十二号)

令和七年五月二十三日

<https://socrata.online>

令和七年五月二十三日

株式移転につき株券等提出公告

当社は、株式会社ACを完全親会社とする株式移転をすることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年七月一日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十三日

大阪府高石市取石五丁目二番四〇号

南海ケータリングサービス株式会社

代表取締役 宮本 聰

限定承認公告

本籍大阪府和泉市阪本町二九一一番地一六、最後の住所大阪府和泉市阪本町二九二一番地の一六
被相続人 亡 中田 亮太
右被相続人は令和六年十一月十四日死亡し、その相続人は令和七年五月十六日大阪家庭裁判所岸和田支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年五月二十三日

大阪府堺市中区土師町二丁一一番二八号ア
ヴエルラ堺二〇五号

限定承認者 中田 将樹

限定承認公告

本籍山口県下関市垢田町一丁目六四八番地、最後の住所山口県下関市垢田町一丁目一一番一
二号
被相続人 亡 山本力ツ子
右被相続人は令和六年十二月二十九日死亡し、その相続人は令和七年五月十四日山口家庭裁判所下関支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年五月二十三日
山口県下関市山の田南町五番一五号
限定承認者 白井 清子

優先資本金の額の減少公告
当社は、優先資本金の額を一億九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
<http://www.akasaka-tax.or.jp/koukoku/>

令和七年五月二十三日
alatmkup3

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社
内 GREF Japan 2 特定目的会社
取締役 山崎 亮雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を九千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年五月二十三日

東京都港区赤坂二丁目一〇番五号デロイトトーマツ赤坂インターナショナル株式会社
内 ACREF OSL 特定目的会社
aia6tmke59

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇
一号
ジーナイン・ジャパン・フォード特定目的会社
会社 取締役 中村 武

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億千九百七十三万八千二百八十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は、次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金二十三億六千六百九十万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金七千万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

開示状況は次のとおりです。
<https://www.web-public-notice.jp/>
44K45S-00021

令和七年五月二十三日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇
一号
H S J P N 特定目的会社
取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億三千九百九十二万九千七百六十七円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億六千四百六十万八千九百四十八円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

令和七年五月二十三日
東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇
一号
H S J P N 特定目的会社
取締役 松澤 和浩

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金九億三千九百九十二万九千七百六十七円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億六千四百六十万八千九百一円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金一億三千七百五十万四百三十六円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公司告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

掲載紙 官報
掲載の日付 令和七年三月二十四日
掲載頁 四十八頁(号外第六十一号)

H S J P N 4 特定目的会社
取締役 松澤 和浩

